

西宮市景観ガイドライン
(夙川周辺地区景観形成推進地区)



令和4年4月1日 指定

目次

1	はじめに	1
(1)	景観計画区域について	1
(2)	基準について（景観形成指針、景観形成基準）	2
2	夙川周辺地区景観形成推進地区の指定について	3
(1)	景観推進地区指定について	3
3	景観形成の基本方針	4
4	景観形成のための基準について	8
(1)	景観形成指針	8
	建築物	8
	工作物	24
	夜間景観	26
(2)	景観形成基準	27
	建築物	27
	工作物	29
5	建築物・工作物の届出	30
【参考資料】	夙川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図	34

本ガイドラインでは、本地区の良好な景観の特徴を再認識していただくために地区内の事例写真を多く使用するよう構成していますが、一部区域外の写真も使用しています。

1

はじめに

(1) 景観計画区域について

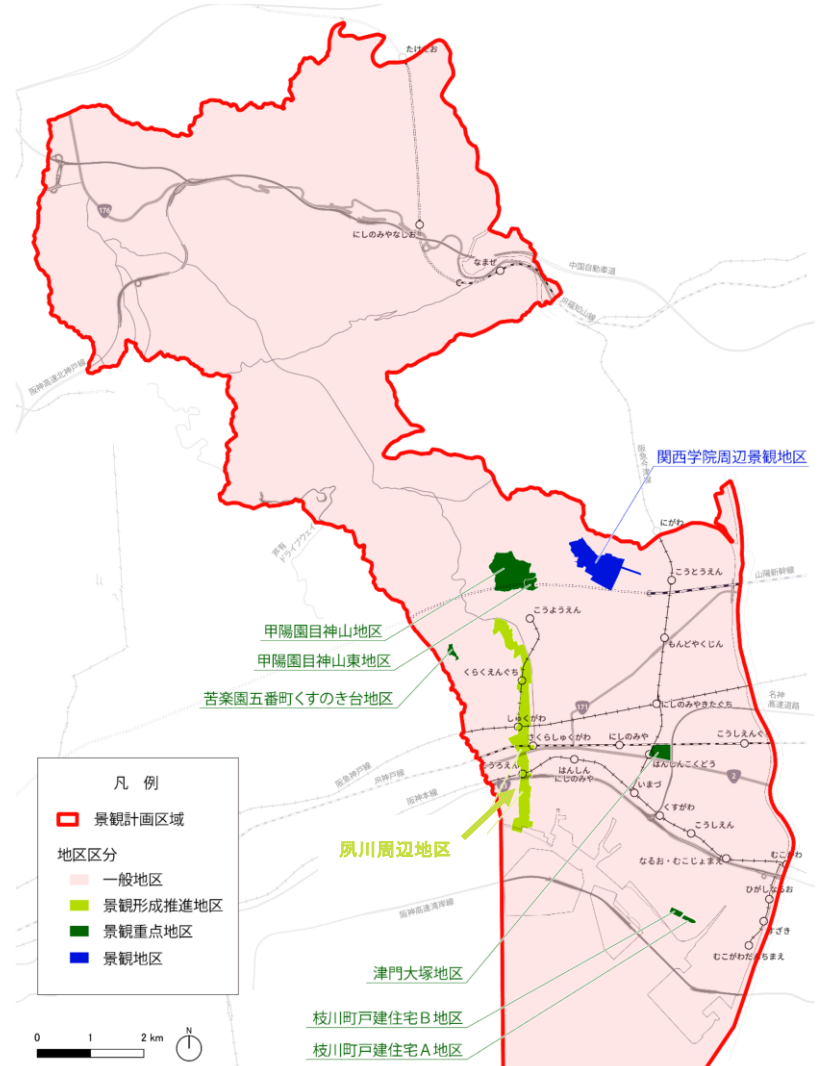
本市では、良好な景観形成のため、市内全域を景観法に基づく**景観計画区域**※1に指定し、同法及び市条例（西宮市都市景観条例）の届出制度によって、建築等の行為について景観に係る規制・誘導を行っています。

景観計画区域のうち、良好な景観の形成上、特に必要と認める地区については、「**景観形成推進地区**」や「**景観重点地区**」に指定し、その地区の特性に応じたよりきめ細かな景観形成に取り組むこととしています。

※1 景観法に規定する建築規制等の諸制度を利用するには、同法に基づく「景観計画」をさだめ、その内容を明確にしなければなりません。また、その計画の対象となる区域も当該計画に規定する必要があります。この計画対象範囲を「景観計画区域」といいます。

【補足】景観地区について

本市を代表するような景観的特徴を有する等景観上極めて重要な地区において、より強い規制・誘導で良好な景観の形成を図る必要があると認める地区については、景観法に基づく「景観地区」として都市計画に定めます。令和4年4月時点、本市においては「関西学院周辺景観地区」を指定しています。

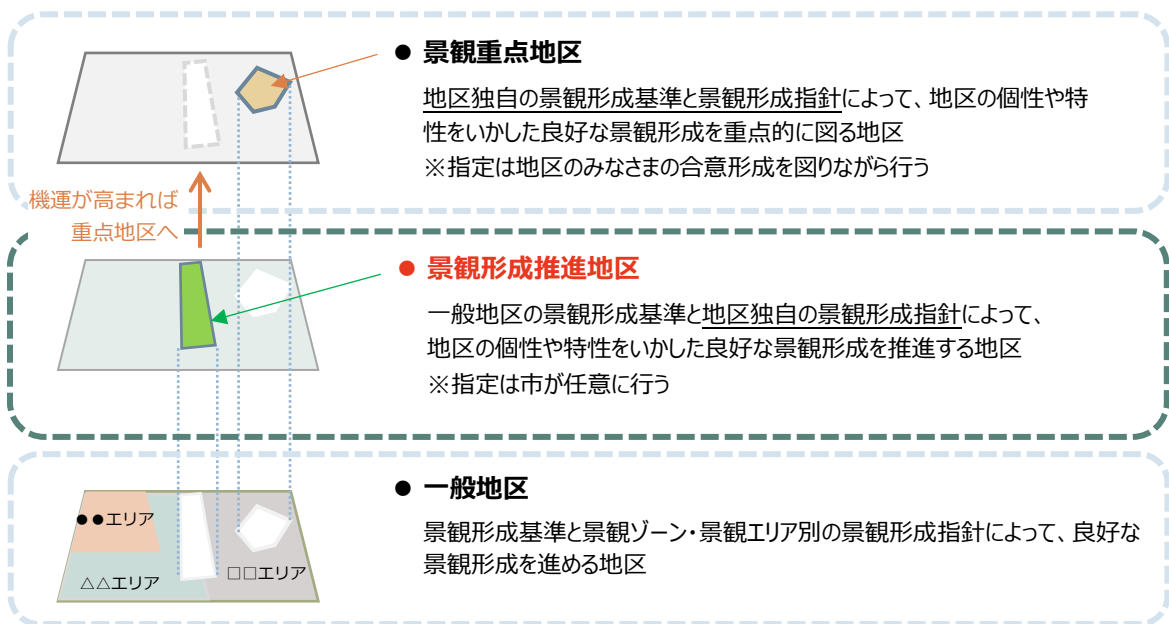


(2) 基準について (景観形成指針、景観形成基準)

景観計画では、建築行為等に対して一定規模を超える行為の届出義務のほか、当該届出行為において遵守すべき基準（景観形成基準）や届出の要否に関わらず自主的に守る基準（景観形成指針）による規制・誘導に関することを定めています。

景観形成基準とは	景観形成指針とは
<p>数値で表される<u>最低限</u>の基準（定量的基準）</p> <p>定めていること</p> <p>①形態（最大投影立面積）</p> <p>②色彩（マンセル値）</p> <p>③緑化（間口緑視率）</p> <p>届出が不要な行為については、自主的に守るべき基準</p> <p>※詳細は本ガイドラインの P.27～P.29 参照</p>	<p>数値で表すことが出来ない基準（定性的基準）</p> <p>→行為地や行為規模等の特性に応じて変わらる<u>景観配慮の具体的な方法を導き出すための指針を示したもの</u></p> <p>定めていること</p> <p>「立地特性」「まちなみとの調和」「形態・配置」「意匠全般」「色彩」「緑化」「外構計画」「設備機器等の修景」「付属建築物・駐車場等」「工作物」「夜間景観」</p> <p>届出の要否に関わらず、自主的に守るべき基準</p> <p>※詳細は本ガイドラインの P.8～26 参照</p>

景観計画区域内の地区区分の概要図



(1) 景観推進地区指定について

夙川は、「日本さくら名所 100 選」にも選ばれた本市を代表する景勝地であり、市民のみならず市外の人々からも愛される河川として、桜の開花時期以外でも、水辺や松並木などの豊かな自然で構成させた趣ある空間が、訪れる人々を常に癒してくれています。

この夙川の水辺と桜や松の並木は、海から山を繋ぐ、豊かな緑とうるおいの帯として、南部市街地の景観形成においても重要な役割を果たしており、また、河川に架かる多くの橋からは、松や桜の並木越しに市域のランドマークである甲山や六甲山系を美しく眺めることができます。

多くの人々から愛されるこの夙川の美しい景観資源を保全し、さらにより良い景観の形成へと導いていくためには、周辺住宅地等の良好な景観形成が必要不可欠となります。

そのため、夙川周辺地区を景観形成推進地区に指定し、夙川と一体となった良好な景観の形成を目指します。(指定日：令和 4 年 4 月 1 日)

夙川周辺地区景観形成推進地区の位置及び区域



※詳細は P. 34 以降の区域詳細図を参照

3

景観形成の基本方針

夙川周辺地区景観形成推進地区における景観形成の基本方針を以下のように定め、本地区の個性や特性をいかした良好な景観形成を推進します。

景観形成の基本方針

基本方針 1

市を代表する緑豊かで趣のある夙川の河川景観と呼応する

沿川景観の保全を図ります

基本方針 2

河川敷の松や桜の並木などの緑と調和し一体となった、

落ち着きとうるおいのあふれる住宅地景観の形成を図ります

基本方針 3

夙川を軸とした甲山などへと至る眺望景観の保全を図ります



基本方針 1

市を代表する緑豊かで趣のある夙川の河川景観と呼応する

沿川景観の保全を図ります

夙川と河川敷の松や桜の並木が織り成すうまいと開放感のある河川景観は、本市を代表する景観のひとつであり、南部市街地の中で豊かな自然と触れ合える貴重な空間となっています。

この先人から受け継いだ美しい自然景観を、後世に引き継いでいくことが、現在を生きる我々の責務として求められています。

河川敷の松や桜の並木は、美しい河川景観の主要な構成要素であるだけでなく、背後の沿川建築物等をおだやかに隔てるシェードのような役割も果たしています。

この松並木等の特性をいかし、その背後にうまく溶け込むような建物の形態や意匠となるよう工夫し、趣ある河川景観と調和するよう努めましょう。

また、夙川に向けた庭先の植栽等と河川敷の松並木等が互いに作用しあううまい豊かな空間づくりにより、夙川と周辺地が相呼応する景観形成を目指しましょう。



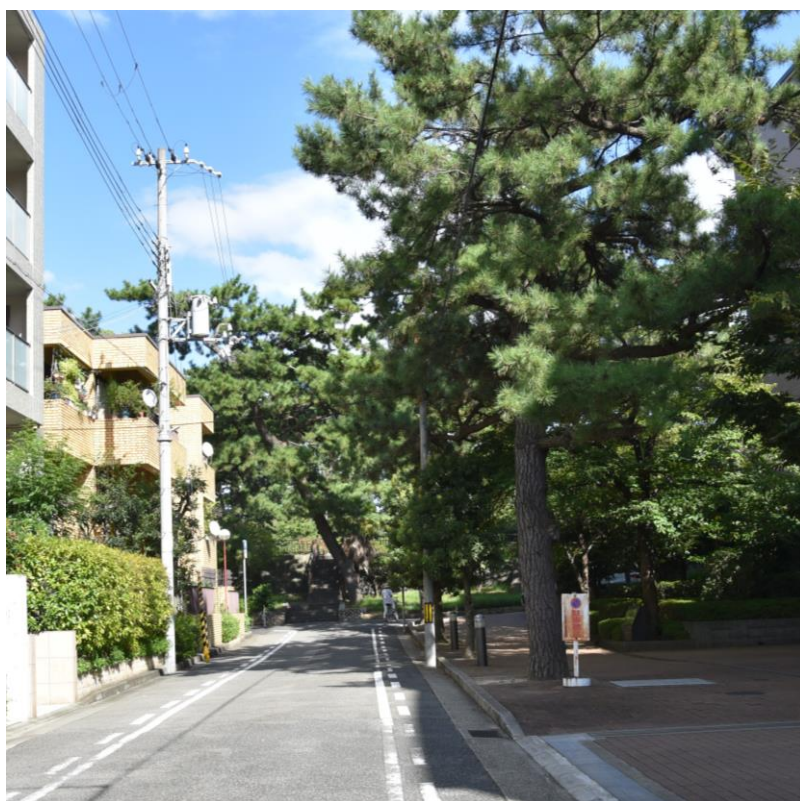
基本方針 2

河川敷の松や桜の並木などの緑と調和し一体となった、 落ち着きとうるおいのあふれる住宅地景観の形成を図ります

夙川の周辺は、住宅地が中心となった落ち着きとうるおいあるまちなみが形成されています。

この良好な環境が保たれている理由のひとつに、夙川の松並木をうまく取り込んだまちなみの緑化があげられ、これは本地区独自の個性的な景観を形成する一因ともなっています。

このような地区独自の美しい景観は、そこに住む人々の地区に対する誇りや愛着を生み、これからの更なる景観向上につながるものとなるため、今後もこの夙川と一体となった住宅地景観を守りかした景観形成が求められます。



地区の中では、通りの先や建物の屋根越しなど様々なカタチで夙川の松を望むことができます。

それにより少し離れた路地等からでも夙川が存在を感じることができたり、通り沿いの緑量を補ってくれたりし、直接的又は間接的にまちなみにうるおいを与えています。

周辺の住宅等では、生垣や庭木等により、このうるおいの緑を繋げ広げていくとともに、落ち着いた色彩や意匠の建物によって、これらの緑が映える工夫が求められます。



基本方針 3

夙川を軸とした甲山などへと至る眺望景観の保全を図ります

夙川に架かる多くの橋からは、様々な様相の眺望景観を望むことができます。なかでも、松や桜の並木越しに望む甲山や六甲山系への眺望は、本市を代表する眺望景観のひとつとなっており、これらの美しい眺望を保全することは、地区や市民の方のためだけに留まらず、本市のイメージやブランド力をさらに向上する発信源ともなっています。

河川の上流部を中心として、六甲山系や斜面緑地を背景とした、立体感があり、視界の広がりのある眺望景観が形成されています。



河川の下～中流部を中心として、松や桜の並木が視線を導き、南部地域のランドマークである甲山や六甲山系を望む、見通しのよい眺望景観が形成されています。



4

景観形成のための基準について

(1) 景観形成指針

先の3つの基本方針をもとに、「建築物」「工作物」「夜間景観」について本地区独自の景観形成指針を定めています。本地区内において一定規模以上の届出を要する行為を行う際は、本指針をもとに具体的な景観配慮の方法をご検討いただき、市と協議のうえ、その適合性を確認することになります。

建築物

項目	景観形成指針<建築物>
立地特性	・ 夙川の豊かな自然景観を軸とし、周辺宅地の生垣や庭木が一体となって広がる緑豊かな住宅景観を保全し育てることを念頭に、潤いと落ち着きのあるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。
	・ 夙川の松や桜の並木越しに建築物が調和して見えるよう配慮し、また、周辺のまちなみから建築物の屋根越しや通り越しに望むことのできる「夙川版見越しの松※」「見通しの松※」を意識した計画とする。
	・ 橋上の視点場から夙川を軸とし甲山等に至る美しい眺望景観の保全・向上に配慮した計画とする。
	・ 河川敷とその周辺の空間的な広がり意識した計画とする。
	・ 駅舎や商業施設等においては、過剰な演出を避け、魅力と質の向上に努めることを念頭に、本地域の顔にふさわしい、落ち着きと品格の感じられるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。
	・ 山麓・丘陵の斜面地では、本地区以外の平坦地からも見上げる眺めの対象であること意識した計画とする。
	・ 街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。
まちなみとの調和	・ 夙川沿川等の自然環境や周辺建築物との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。
形態・配置	・ 夙川の松や桜の並木の高さや配置等との関係を意識し、河川敷からの見通しや「夙川版見越しの松※」「見通しの松※」の見え方に配慮した形態・配置とする。
	・ 地区内の視点場からの眺望景観を保全・向上させる形態・配置とする。
	・ 山麓・丘陵の斜面地では、地区内外の平坦地から眺めた際に背景となる斜面緑地や稜線を大きく遮らない形態・配置とする。
	・ 夙川に接する敷地※では、河川敷及びその周辺の空間的広がり意識し、壁面を極力セットバックさせた配置とする。
意匠全般	・ 周辺に比べ大規模となる建築物は、分棟や分節、壁面のセットバック等の適当な方法により、周辺への威圧感や圧迫感、まちなみの分断等の低減に配慮する。
	・ 建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。
	・ 夙川に面する側※、道路に面しない側、公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。
	・ 外観には、自然素材や質感のあるもの（表面の凹凸や味わいのある色ムラ等により単調とならないもの）を積極的に使用し、深みを持たせた外観の表情づくりに努めること。
色彩	・ 光沢のあるものや反射率が著しく高い素材は、できるだけ使用しないよう努める。
	・ 外壁、屋根等の外観の色彩は、Y、YR系の色相を基調とした配色を心がけ、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、夙川や山並みの緑と調和する落ち着いたものとする。

色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。 ・高層部分の色彩は、低明度の色彩としない等、空等の背景と調和し、周囲への圧迫感の低減に配慮したものとする。 ・過度に明度差を設けた色彩計画とならるように配慮する。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木の保全、活用に努め、やむを得ず伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。特に本地域に昔から残る松については、積極的にその保全を図ること。 ・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。 ・夙川に面する部分※や道路境界部等の公的空間に面する部分を効果的に緑化し、河川敷の緑と一体となったうおいのある空間を創出する。 ・夙川や周辺の既存樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。 ・夙川に面する部分※や道路沿い、街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。特に夙川に面する部分※やその付近では松の植栽により、本地区の特徴を更に印象付けること。 ・山麓・丘陵の斜面地では、平坦地から山並みを背景として見たときの敷地の前面にも緑を配置し、斜面緑地と一体となった景観を形成する。 ・隣接する建築物の用途や規模が著しく異なる場合は、緩衝帯としての緑化を積極的に図る。 ・大規模な敷地や建築物においては、その規模に見合う、樹木の量や大きさ、配置とする。
外構計画	<ul style="list-style-type: none"> ・夙川に面する部分や道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。 ・規模の大きな建築物等は、道路際にポケットパークや歩道状空地等を確保し、まちなみへのゆとりの創出に寄与させる。 ・道路や夙川から望見できる舗装材は、石敷やインターロッキングブロック敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。また、敷地内に設ける道路際のポケットパークや歩道状空地等は、道路の歩道と舗装材料を合わせる等、空間の一体感を確保する。
設備機器等の修景	<ul style="list-style-type: none"> ・空調室外機や洗濯物等が夙川や道路から見えにくいよう工夫する。 ・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。 ・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、夙川や道路から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物・駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫、自転車置場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。 ・駐車場や荷捌場等のバックヤード的な空間は、夙川や道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。 ・煩雑な印象を与える屋外階段等は、夙川や道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等措置を講じる。 ・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、夙川や道路側へ機械が露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする。
鉄道駅舎	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に準じる。

※ 夙川版見越しの松

河川の両岸に堆積した六甲山系の砂土に植えられた松並木は、川沿いの住宅地より高い位置に存在し、本地区を東西方向から見た際に建築物の上部から突出して視認できるため、沿道の塀等から道路側にせり出した一般的な「見越しの松」の様に見立てて、本地区の景観的特徴として表現したもの。

※ 見通しの松

河川の両岸に堆積した六甲山系の砂土に植えられた松並木は、川沿いの住宅地より高い位置に存在し、東西方向に河川を通過又は背景とする道路からの見通しを考えた際に、その背景の前面又は両脇に視認できることを本地区の景観的特徴として表現したもの。

※ 夙川に接する敷地

夙川河川敷に直接接する敷地をいう。

※ 夙川に面する〔部分、側、敷地、建築物〕

夙川河川敷から望見できる〔部分、側、敷地、建築物〕をいう。そのため敷地等が河川敷に直接接しないものも含む。

■見越しの松と見通しの松

見越しの松

一般的に言われる「見越しの松」とは、庭先での松の植え方について表現したもので、あえて枝を塀の外側に出し、通りからも見られるようにしたもの指し、庭の背景を構成させつつ、通りの景観も引き立てることを意識した作庭の手法となります。

もともとは、塀に囲まれた屋敷の中にばかりいては、世の中の動向を見失うことがあるため、塀の外を歩く人々の様子、外の事件や愚痴など、外の世界のさまざまな出来事に常に注意をしておくよという教訓を、松の木を通じて教えようとしたものであるとのことですが、宅内だけでなく外側（通り）に対しても視点を向けるべきであるというこの教えは、現在の景観づくりにも繋がるものとなります。



夙川版見越しの松

河川の両岸に堆積した六甲山系の砂土に植えられた松並木は、沿川住宅地より高い位置に存在し、建築物の上部から突出して見えるその様は「見越しの松」のようであり、当地区ならではの印象的な景観を形成しています。



見通しの松

夙川に直交する住宅地の通り等から見ると、通りの先に夙川の松並木が見える景観が形成されています。また、各敷地の庭先の植栽がこの松並木とつながることで、夙川へ視線を導き、うるおい豊かな通り景観を更に印象的なものとしています。



景観形成指針の各項目に対する具体的な配慮方法等を、地区内の事例（一部地区外）をもとに紹介していきます。

■ 立地特性 の配慮事例

立地特性

- ・ 夙川の豊かな自然景観を軸とし、周辺宅地の生垣や庭木が一体となって広がる緑豊かな住宅景観を保全し育てることを念頭に、潤いと落ち着きのあるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。
- ・ 夙川の松や桜の並木越しに建築物が調和して見えるよう配慮し、また、周辺のまちなみから建築物の屋根越しや通り越しに望むことのできる「夙川版見越しの松」「見越しの松」を意識した計画とする。



建物の高さや形態、色彩等に留意しながら夙川の松や桜の並木で構成された河川景観を損なわない景観を形成しています。



夙川と周辺敷地の生け垣や庭木の連なりが、地区に緑のネットワークを形成しつつ、うるおいあるまちなみを形成しています。



庭先にも松の木を植えることで、「見越しの松」「見越しの松」を更に印象づける効果があります。



建物高さや形状、配置の工夫しだいで「夙川版見越しの松」が借景のように機能し、本地区の特徴的な景観をつくりだしています。

立地
特性

- ・ 橋上の視点場から夙川を軸とし甲山等に至る美しい眺望景観の保全・向上に配慮した計画とする。
- ・ 河川敷とその周辺の空間的な広がりを意識した計画とする。



周辺建物の高さや形状、配置、色彩等の工夫により、橋上の視点場からの眺望景観を阻害するものが少なく、良好な景観が保全されています。



河川敷の松並木より高い建物が少ないことで、夙川では上空に向かって扇状に広がる開放的な空間が確保されています。

立地
特性

- ・ 駅舎や商業施設等においては、過剰な演出を避け、魅力と質の向上に努めることを念頭に、本地域の顔にふさわしい、落ち着いたと品格の感じられるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。



風格ある意匠と、落ち着いた色彩が地域の顔にふさわしいものになっており、まちなみの質を向上させる景観要素となっています。



落ち着いた和風の意匠と周囲の豊かな木々により、夙川の自然に溶け込んだ趣のある景観の形成に寄与しています。



シンプルな形状とあたたかみを感じる素材が落ち着いた住宅地と調和した上品な印象を醸し出しています。

立地
特性

- ・山麓・丘陵の斜面地では、本地区以外の平坦地からも見上げる眺めの対象であること意識した計画とする。



建物の高さや壁面の大きさ、また、手前側への植栽などにより斜面緑地や稜線を大きく分断しないような景観が形成されています。

立地
特性

- ・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アイストップ）を意識した計画とする



アイストップとなる道路交差部に涼しげな植栽を配し、印象的なまちなみ形成に寄与しています。

■ まちなみとの調和 の配慮事例

まちなみ

- ・夙川沿川等の自然環境や周辺建築物との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。



色彩や緑の連続性により、まとまりのあるまちなみが形成されています。

■ 形態・配置 の配慮事例

形態 配置

- ・ 夙川の松や桜の並木の高さや配置等との関係を意識し、河川敷からの見通しや「夙川版見越しの松」「見通しの松」の見え方に配慮した形態・配置とする。



夙川の松並木に見え隠れするように、建物高さや壁面色が配慮され、河川敷からの見通しも阻害することなく調和が図られています。



離れた通りからでも夙川の松並木が見えるため、夙川の存在を近くに感じることができ、その恩恵を享受することができます。

形態 配置

- ・ 地区内の視点場からの眺望景観を保全・向上させる形態・配置とする。



夙川河川敷の松並木にうまく隠れる建物高さや配置により、眺望空間を阻害しない配慮がなされています。

形態 配置

- ・ 山麓・丘陵の斜面地では、地区内外の平坦地から眺めた際に背景となる斜面緑地や稜線を大きく遮らない形態・配置とする。



地形に合わせた階段状の形状により、斜面地から建物が大きく突出しないような配慮がなされています。

形態
配置

- ・ 夙川に接する敷地では、河川敷及びその周辺の空間的広がりには配慮し、壁面を極力セットバックさせた配置とする。



緑地に面して庭を配置することで、河川敷と一体となった開放的な空間を創出しています。

形態
配置

- ・ 周辺に比べ大規模となる建築物は、分棟や分節、壁面のセットバック等の適当な方法により、周辺への威圧感や圧迫感、まちなみの分断等の低減に配慮する。



周辺の住宅のスケール感に合わせて建物を雁行（凹凸）させるとともに、テンポよく高木を配置することで、長く続く壁面を分断させ周辺と調和を図っています。



建物を大きくセットバックし、色彩と形状の切り替えにより、長大な壁面を適宜分節させ、周囲への威圧感や圧迫感の低減に配慮しています。

■ 意匠全般 の配慮事例

意匠

- ・ 建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。



自転車置き場等の付属建物や工作物を、本体建物と意匠を合わせ一体的に整備することで、全体として統一感を持たせ、美しく整った印象を与えています。

意匠

- ・ 夙川に面する側、道路に面しない側、公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。



夙川に面する側においても、煩雑な印象を与えがちなバックヤード的要素（駐輪場や倉庫等）が見えないような配置とし、落ち着いた色彩の壁面や敷地の植栽等により、美しい沿川景観を阻害しないよう配慮がなされています。

意匠

- ・ 外観には、自然素材や質感のあるもの（表面の凹凸や味わいのある色ムラ等により単調とならないもの）を積極的に使用し、深みを持たせた外観の表情づくりに努めること。



エントランスの繊細な小端積み石調タイルが、上質で深みのある表情をつくり、通り景観の質を高めています。



人工的で冷たい印象となりがちなコンクリート素材に、石材や植栽等の自然素材をうまく組み合わせることで、印象的で表情豊かな通り空間を形成しています。

意匠

光沢のあるものや反射率が著しく高い素材は、できるだけ使用しないよう努める。



光沢や反射の強い素材は、都会的なまちなみの中で洗練された印象を与える等効果的に働くこともありますが、本地区の様な自然に囲まれ落ち着いた雰囲気の住宅地の中にあつては、阻害要因として働く可能性が高いため、その使用には十分な注意が必要となります。

■ 色彩の配慮事項

色彩

・外壁、屋根等の外観の色彩は、Y、Y R系の色相を基調とした配色を心がけ、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、夙川や山並みの緑と調和する落ち着いたものとする。

自然の色彩に馴染むとされているY、Y R系の色相を基調とすることにより、夙川の緑に溶け込み調和するものとなっています。



色彩

・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。



非常にシンプルな色彩計画としながらも、形態や素材の変化により、単調とならず、バランスがよい建物となっています。



適度なアクセント色の使い方で、色数を抑えながらも、長大な壁面の分節等が図られ、落ち着いた印象の計画となっています。

色彩

- ・高層部分の色彩は、低明度の色彩としない等、空等の背景と調和し、周囲への圧迫感の低減に配慮したものとする。



上層階を、明るい色の壁面やガラス手摺で構成し軽やかさを表現することで、長大な壁面による圧迫感等の軽減に配慮しています。

色彩

- ・過度に明度差を設けた色彩計画とならにように配慮する。



過度な明度差により、主張の強い建物とならないよう、おだやかな色分けとし、落ち着いた周辺住宅地に馴染ませるよう配慮がなされています。

■ 緑化 の配慮事項

緑化

- ・既存樹木の保全、活用に努め、やむを得ず伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。特に本地域に昔から残る松については、積極的にその保全を図ること。
- ・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。



既存の松の木をいかし、敷地のシンボルツリーとしてうまく活用されています。



紅葉する樹種なども織り交ぜることにより、桜の時期以外でも四季を通じて通り景観を演出する配慮がなされています。

緑化

- ・ 夙川に面する部分や道路境界部等の公的空間に面する部分を効果的に緑化し、河川敷の緑と一体となったうまいのある空間を創出する。
- ・ 夙川や周辺の既存樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。



宅地の豊かな緑と、河川敷の緑が相乗的に作用しながら、うまいある空間を一体的につくりだしています。



夙川の松並木を背後に置き、庭先に続く植栽の帯が、通りに対して統一感や連続性を生み出しています。

緑化

- ・ 夙川に面する部分※や道路沿い、街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。特に夙川に面する部分やその付近では松の植栽により、本地区の特徴を更に印象付けること。



庭先に植えられた松の木が、夙川の松並木と一体となり、本地区の特徴を更に印象付ける空間を創出しています。



アイストップとなる道路の突きあたりに植えられた松の木が、通りの印象的なアクセントとなるとともに、夙川とのつながりを感じさせる要素となっています。

緑化

- ・山麓・丘陵の斜面地では、平坦地から山並みを背景として見たときの敷地の前面にも緑を配置し、斜面緑地と一体となった景観を形成する。



敷地の前面に豊富な緑を配置し、斜面緑地や背後の山並みの緑の帯を分断しないように配慮されています。

緑化

- ・隣接する建築物の用途や規模が著しく異なる場合は、緩衝帯としての緑化を積極的に図る。



マンション壁面を道路から大きくセットバックさせ緑で覆うことで、戸建住宅との緩衝帯としてうまく機能させています。

緑化

- ・大規模な敷地や建築物においては、その規模に見合う、樹木の量や大きさ、配置とする。

建物の規模に見合う高木を主体とした植栽により、大きな壁面をリズムよく分節し、圧迫感や威圧感を低減させています。



■ 外構計画 の配慮事項

外構

- ・ 夙川に面する部分や道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。
- ・ 規模の大きな建築物等は、道路際にポケットパークや歩道状空地等を確保し、まちなみへのゆとりの創出に寄与させる。



道路に面する花壇の立上り構造物に自然石を用いていることで、緑と調和し、趣ある通り景観を創出しています。



建物の壁面を大きくセットバックさせ、歩道状空地を確保し、ゆとりとうるおいを感じる空間をまちなみに創出しています。

外構

- ・ 道路や夙川から望見できる舗装材は、石敷やインターロッキングブロック敷等の意匠性の高いものや芝敷とするなど無機質な印象とならないよう努める。また、敷地内に設ける道路際のポケットパークや歩道状空地等は、道路の歩道と舗装材料を合わせる等、空間の一体感を確保する。

敷地周囲を歩道状に整備し、植栽やインターロッキングにより、ゆとりとうるおいある空間をまちなみに創出しています。



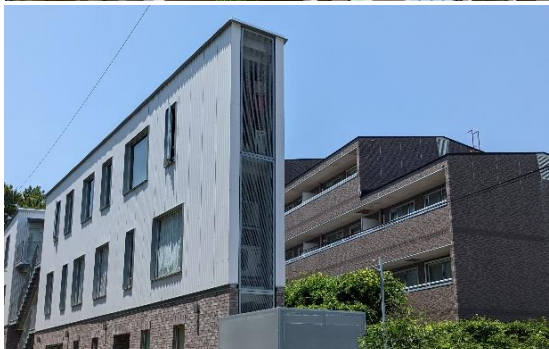
■ 設備機器等の修景 の配慮事項

設備

- ・ 空調室外機や洗濯物等が夙川や道路から見えにくいよう工夫する。



共同住宅のバルコニーの手すりを不透明ガラスにすることで洗濯物や室外機が隠れ、すっきりした外観となっています。



ルーバーが空調室外機を目隠しするとともに、デザインのアクセントとしてもうまく機能しています。

設備

- ・ 建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。



縦樋をマリオン（飾り柱）の裏に沿わせることで、目立たないよう工夫がなされています。

設備

- ・ 屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、夙川や道路から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。



煩雑な印象を与えがちな屋上の室外機等に囲いを設けることで、道路や夙川から見えにくいよう配慮されています。

■ 附属建築物・駐車場等の配慮事項

駐車場等

- ・車庫、自転車置場、倉庫等の附属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。



車庫や自転車置場などの附属施設を本体の建物と同じ材料・色彩とすることで統一感を出し、うまく調和させています。

駐車場等

- ・駐車場や荷捌場等のバックヤード的な空間は、夙川や道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。



雑然とした印象を与えがちな駐車場を建物内に配置することで、道路から見えないように配慮されています。



緑量のある生垣により、駐車場をうまく目隠ししながら、通り沿いに豊かなうるおいを提供しています。

駐車場等

- ・煩雑な印象を与える屋外階段等は、夙川や道路側から見えない位置としたり、目隠しを設ける等措置を講じる。



煩雑な印象を与えがちな屋外階段に建物壁面と同色の囲いを設けることで、道路から目立たないよう配慮されています。

駐車場等

- ・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、夙川や道路側へ機械が露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする。



化粧塀と植栽により、冷たく煩雑な印象を与える可能性のある機械式駐車場をうまく遮蔽しながら、通り景観を美しく演出しています。

工 作 物

項目	景観形成指針<工作物>
立地特性	・ 建築物の景観形成指針に準じる。
垣、さく等	・ 夙川に接する敷地※で、川に面して垣、さく等を設ける場合は、生垣や自然素材をいかしたものとし、高さは1.8m以内とする。
その他	・ 上記以外は、一般地区における工作物の景観形成指針※（垣、さく等に係る指針も含む）に準じる。なお、この場合において、当該指針内で「道路」とあるものは「夙川及び道路」と読み替えて準用する。

建築基準法上「建築物」と見なされる塀や建築設備等の工作物についても、本表の指針を適用する。

※ 夙川に接する敷地

夙川河川敷に直接接する敷地をいう。



適度な高さの塀や自然素材をいかした垣は、夙川の雰囲気の特徴づける要素となっています。

※一般地区の工作物景観形成指針（読み替え）

項目	景観形成指針
まちなみや背景との調和	・周囲のまちなみや背景となるものに留意し、周辺との調和に努める。
配 置	・煩雑な印象を与えないよう、夙川及び道路等から見えにくい配置計画を検討する。 ・圧迫感を低減させるために、セットバックや修景に努める。 ・周辺と調和させるために、工作物の前面に緑化を図る。また、その際には、四季の演出や通りの連続性等にも配慮し、効果的なものとなるよう工夫する。 ・既存の樹木や地形への影響は最小限とし、保全・活用に努める。
形 態	・工作物全体としてのバランスや周辺とのボリューム感に留意した計画とし、施設の機能や場所の特性と脈略の無いデザインや、過剰なデザインは避け、シンプルなものとする。 ・附属の設備機器や配管類は、外側に露出しないよう努め、目立たないよう工夫する。
色 彩	・多くの色彩を使用しない等、シンプルで統一感のある配色とする。 ・Y、Y R系の落ち着いた色相を基調とした配色を心がける。 ・地域のシンボルとなるような工作物以外は、周辺景観に溶け込む低彩度で目立たない色彩を基本とする。

種別※	項目	景観形成指針
塔状 工作物	配 置	・地上に直接設置するもので高さが15mを超えるものについては高木等による修景により、圧迫感や威圧感の低減を図ること。
	形 態	・上層は、特に軽い印象になるよう工夫すること。
	色 彩	・高い位置に設置し見上げる対象となる場合は、低明度の色彩を使用しない等、空等の背景と調和し、軽い印象を与えるよう工夫する。
箱型 工作物	配 置	・作業場や集積場等の煩雑な印象を与える空間は、夙川及び道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	形 態	・まちなみのスケールと工作物の規模に応じて、分棟や分節を図る。
	色 彩	・臨海部やまちなかのプラントや貯蔵施設は、清潔感のある高明度、低彩度の色彩を基本とする。
	その他	・機械式駐車場はできるだけ高さを抑え、夙川及び道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする。
壁型 工作物	配 置	・夙川及び道路際付近に設置する場合は、周囲の通り景観を意識した計画とする。 ・道路際の垣柵等は、敷地の植栽よりも敷地側へ設ける。やむを得ず、植栽よりも夙川及び道路側に設ける場合は、透過性の高いものとする。
	形 態	・長大な壁面状にならないよう配慮し、圧迫感を低減するために、緑化や分節等の工夫をする。
	色 彩	・擁壁は基本的に素材の色彩のままとし、むやみに着色しない。 ・格子柵やメッシュフェンス等の透過性の高いものは、緑やまちなみとの調和に配慮して、ダークブラウンやステン色を基本とし、彩度の高いものや極端な明度の白や黒は使用しない。透過性の低いものは、建築物や周囲との調和に配慮する。
	その他	・擁壁は石積み又は石張りを基本とし、やむを得ずコンクリート素地のままとする場合等は、化粧型枠や植栽を併用する等して単調で冷淡な印象にならないよう修景を図る。
高架道路 ・ 橋りょう 等	配 置	・アイストップやランドマークを意識した計画とする。
	形 態	・桁や橋脚をスリムに見せることで圧迫感や威圧感を緩和する等、まちなみのスケールとのバランスに配慮する。 ・橋脚は、鈍重な印象を軽減するよう努め（垂直線の強調等）、周囲を植栽する等圧迫感の低減を図る。 ・高架の上部工と下部工を一体的にデザインする等、構成要素を減らしシンプルなものとする。
	色 彩	・目立つ色彩は避け、重量感を感じさせない明るめの色彩を基本とする。
	その他	・高架下や桁下は、明るく開放的な空間とすることで、まちなみの分断等を防ぐとともに、殺風景な印象とならないよう配慮する。

※ 種別についてはP.30～31 参照

夜間景観

項目	景観形成指針<夜間景観>
夜間景観	<ul style="list-style-type: none">・外部を照らす照明は、周辺の自然・住宅環境への影響に配慮のうえ、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。・住宅地にあっては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。・建築物等へのライトアップ等を行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。



夙川河川敷の自然環境に配慮された、眩しすぎない沿川での照明計画となっています。



マンションの共有部の明かりが温かみのある色の照明（低い色温度）で統一されており、住宅地のあたたかみを感じられます。



壁面や足元のへ間接的な照明により、優しく夜のまちなみを演出しています。

(2) 景観形成基準

本市では、次のとおり景観形成基準を定めています。一定規模以上の届出を要する行為（P. 30 参照）を行う際は、本地区においても、この景観形成基準に適合する必要があります。この基準は、一般地区と同様のものとなります。

なお、都市計画法の規定に定める区域区分及び用途地域により、以下のとおりイ、ロ、ハの区域に区分し、景観形成基準を定めます。

区域	用途地域等
イ	・市街化調整区域・第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域
ロ	・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・準工業地域・工業地域
ハ	・近隣商業地域・商業地域

建築物

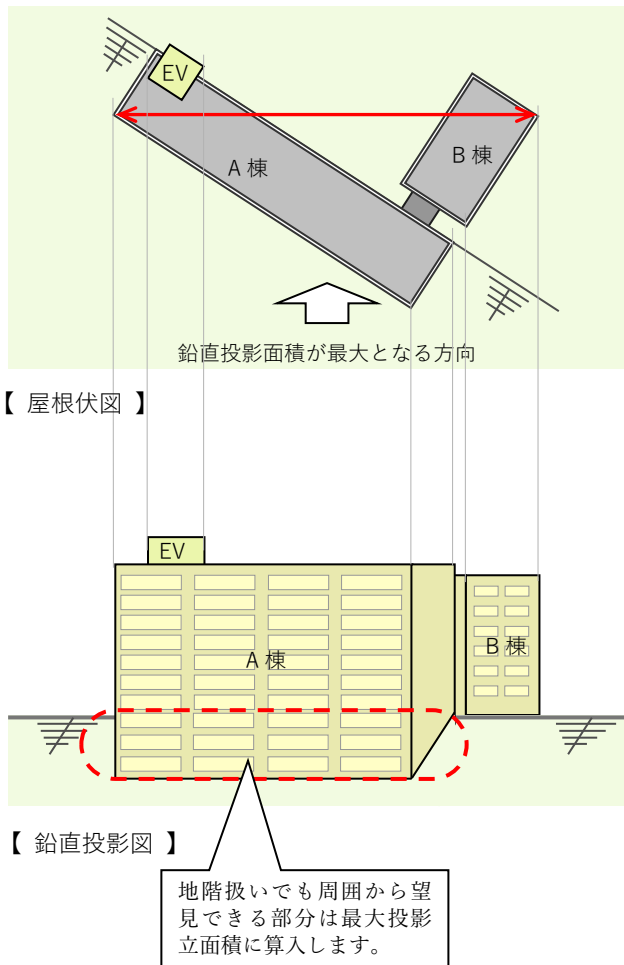
項目	景観形成基準 < 建築物 >												
形態	<p>●建築物の最大投影立面積[※]は、下表の数値以下とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>イ</th> <th>ロ</th> <th>ハ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大投影立面積^{m²}</td> <td>1,500</td> <td>2,500</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※P.28の算定方法による</p> <p>●以下のものについては、本基準を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画で定める流通業務地区内で建築等をするもの等市長が別に定めるもの ・長大な壁面による圧迫感や威圧感等を軽減する分節等の対策を講じることにより、景観上一定の配慮がなされていると、市長が、西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴き、認めるもの（ただし共同住宅を除く。） 	区域	イ	ロ	ハ	最大投影立面積 ^{m²}	1,500	2,500	－				
	区域	イ	ロ	ハ									
最大投影立面積 ^{m²}	1,500	2,500	－										
色彩	<p>●外壁等の外観に使用する色彩のマンセル表色系[※]による明度・彩度は、下表の範囲内の数値とする。ただし、以下の部分についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イ、ロ区域は各壁面の見付面積の20分の1以下の部分、ハ区域は各壁面の見付面積の10分の1以下の部分 ・自然素材等、別途市長が定めるものを使用する部分 ・屋根において明度が基準の下限值を下回る材料を使用する部分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>イ</th> <th>ロ</th> <th>ハ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td>4以上8以下</td> <td>4以上8.5以下</td> <td>3以上8.5以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="3">R系、YR系、Y系（0～5.0Y）の色相：4以下 上記以外の色相：2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ マンセル表色系：色を定量的に表す体系のひとつ。色相（色あい）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）の3つの属性により、記号や数値で色を表したもの。</p> <p>●イ、ロ区域において、無彩色を使用する場合は、上表の範囲内であっても、各壁面の見付面積の10分の3までしか使用してはならない。</p> <p>●以下のものについては、本基準を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物、都市景観形成建築物等市長が別に定めるもの ・市長が、西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴き、認めるもの 	区域	イ	ロ	ハ	明度	4以上8以下	4以上8.5以下	3以上8.5以下	彩度	R系、YR系、Y系（0～5.0Y）の色相：4以下 上記以外の色相：2以下		
区域	イ	ロ	ハ										
明度	4以上8以下	4以上8.5以下	3以上8.5以下										
彩度	R系、YR系、Y系（0～5.0Y）の色相：4以下 上記以外の色相：2以下												
緑化	<p>●敷地の道路に面する部分の間口緑視率[※]は、下表の数値以上とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>イ</th> <th>ロ</th> <th>ハ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>間口緑視率（%）</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※P.29の算定方法による</p> <p>●以下のものについては、本基準を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物取扱所や高架下建築物等市長が別に定めるもの ・市長が、西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴き、認めるもの 	区域	イ	ロ	ハ	間口緑視率（%）	10	10	5				
区域	イ	ロ	ハ										
間口緑視率（%）	10	10	5										

● 最大投影立面積の算定方法

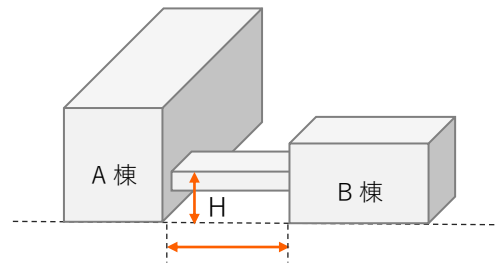
最大投影立面積： 一体の建築物の鉛直投影面積が最大となる方位から見た場合の立面積

※ 地下階でも周囲から見える部分や、塔屋、屋外階段等も算入する。

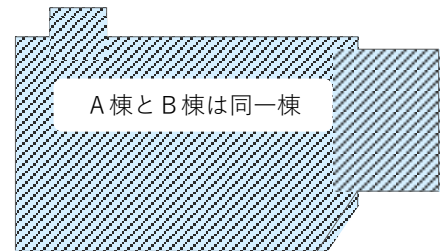
※ 建築物間をつないでいる渡り廊下等が地上からの高さ10mを超える場合、または棟の間隔が10m未満の場合は、一体の建築物とみなして算定する。



A棟とB棟を渡り廊下等をつないでいる場合



○ A棟とB棟をつないでいる部分の高さHが10mを超える場合、または棟の間隔Lが10m未満の場合は、A棟とB棟は同一棟とみなし、最大投影立面積を求積します。



○ 上記の条件にあてはまらない場合は、別棟とみなし各棟ごとに最大投影立面積を求積します。



※ その他具体の算定方法等は別途市長が定める。

● 間口緑視率の算定方法

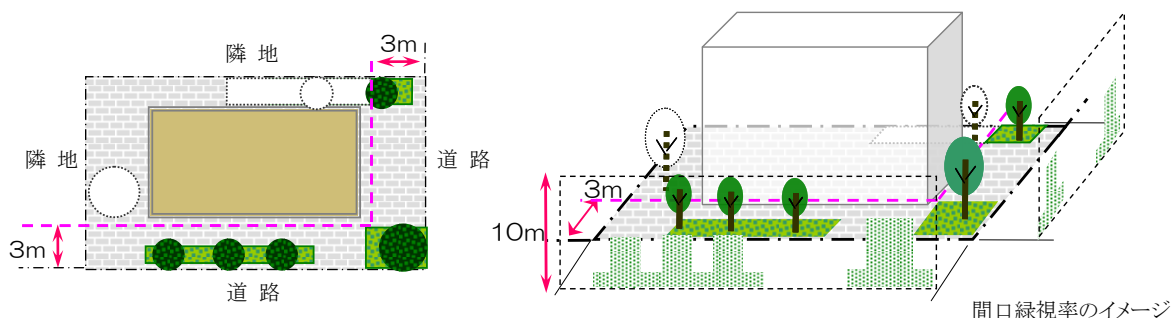
間口緑視率：

境界領域における、道路から見える植栽の量を示したもの。敷地の道路に面する部分（敷地間口）における、地上から高さ10mまでの立面積（緑化対象立面積）に対する樹木を立面に換算した面積（立面換算面積）の割合をいう。

$$\text{間口緑視率(\%)} = A_1 \text{ (立面換算面積)} / A_2 \text{ (緑化対象立面積)} \times 100$$

$$A_1 \text{ (m}^2\text{)} = (\text{高木本数} \times 7.0) + (\text{中木本数} \times 1.5) + (\text{低木植栽帯間口長さ} \times 0.5) \quad \text{※1}$$

$$A_2 \text{ (m}^2\text{)} = (\text{敷地間口} \times 2 - 6\text{m}) \times 10$$



間口緑視率のイメージ

※1 立面換算面積の算出には、高木、中木、低木ごとに、下記の換算値を使用する。なお、換算値を超えるサイズの高木を植える場合、及び既存樹木を保存する場合は、実寸の立面積を計上することができる。

高木	中木	低木
<p>W=2.0m H=3.5m</p>	<p>W=1.0m H=1.5m</p>	<p>H=0.5m</p>
7.0 m ² /本	1.5 m ² /本	0.5 m ² /m

※2 敷地間口は、敷地の道路に面する部分の延長の合計とする。（敷地が複数の道路に面する場合はその合計）

※ 計上することができる樹木は、道路境界（道路と敷地の間に水路等がある場合は、当該水路等との境界）から3m以内にあるものとする。ただし透過性のない塀等で視認できない部分は除く。

※ 敷地間口の合計が6m未満の敷地は、間口緑視率基準を適用しない。ただし、その場合においても、できるだけ基準値に近い緑量を確保するよう努めること。

※ その他具体の算定方法等は別途市長が定める。

工 作 物

種別	景観形成基準<工作物（色彩）>
塔状工作物	<ul style="list-style-type: none"> 以下の色彩の近似色の内、最も周囲と調和する色彩とする。（コンクリート素地の部分、又は自然素材やステンレス等で別途市長が定めるものを使用する部分は除く） ダークブラウン（10YR2/1） ライトベージュ（2.5Y8/1） グレーベージュ（10YR6/1）
箱型工作物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の色彩基準に準じる。
壁型工作物	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁は素地を基本とするが、着色等する場合は、色相（5YR～5Y、N）、明度（6～8.5）、彩度（0～1）とする。
高架道路等 橋りょう等	<ul style="list-style-type: none"> 明度（2～8.5）、彩度（1以下）とする。（各面の見付面積の1/20以下の部分、及び自然素材やステンレス等で別途市長が定めるものを使用する部分は除く）

ただし、以下のものについては、本基準を適用しない。

・景観重要建造物、都市景観形成工作物等市長が別に定めるもの

・市長が、西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴き、認めるもの

5

建築物・工作物の届出

以下の通り、届出が必要な行為と対象となる規模を定めています。

なお、都市計画法の規定に定める区域区分及び用途地域により、以下のとおりイ、ロ、ハの区域に区分し、届出が必要な行為及び対象となる規模を定めます。

区域	用途地域等
イ	・市街化調整区域・第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域
ロ	・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・準工業地域・工業地域
ハ	・近隣商業地域・商業地域

行為	届出対象規模			
	イ区域	ロ区域	ハ区域	
建築物の 新築・増築 改築・移転	高さが10mを超えるもの、または建築面積が500㎡を超えるもの※1 (増築部分の高さが10mを超えるもの、または増築部分の建築面積が250㎡を超える建築物で増築後の建築面積が500㎡を超えるもの)	高さが10mを超えるもの、または建築面積が1,000㎡を超えるもの※1 (増築部分の高さが10mを超えるもの、または増築部分の建築面積が500㎡を超える建築物で増築後の建築面積が1,000㎡を超えるもの)	高さが15mを超えるもの、または建築面積が1,000㎡を超えるもの※1 (増築部分の高さが15mを超えるもの、または増築部分の建築面積が500㎡を超える建築物で増築後の建築面積が1,000㎡を超えるもの)	
	鉄道駅舎※2 水平投影立面積が200㎡を超えるもの			
工作物の 新設 増築 改築 移転	塔状工作物 ※3	高さが5mを超え、かつ、地上から当該工作物の上端までの高さが10mを超えるもの	高さが10mを超え、かつ、地上から当該工作物の上端までの高さが15mを超えるもの	
	箱型工作物 ※4	高さが10mを超え、または築造面積が500㎡を超えるもの	高さが10mを超え、または築造面積が1,000㎡を超えるもの	高さが15mを超え、または築造面積が1,000㎡を超えるもの
	壁型工作物 ※5	高さが4mを超える擁壁		
	高架道路等 ※6	高さが10mを超えるもの		
	橋りょう等 ※7	幅員が15mを超える道路、河川、鉄道等をまたいで設置するもの。ただし人や車両(管理用も含む)の通行があるものに限る。		
外観・色彩の変更※8	上記の届出対象規模を超えるもので、外観のいずれかの面の過半を変更するもの			

※1 一の敷地(建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地)又は開発事業(開発事業等におけるまちづくりに関する条例第2条第5号に規定する開発事業で、同条第3条第1項本文の規定により一の開発事業と見做されるものを含む)に係る事業区域において、複数の建築物を新築し、改築し、又は移転する場合において、いずれかの建築物の高さが規定の値を超える場合又は当該複数棟の建築面積の合計が規定の値を超えることとなる場合は、当該複数棟の建築物が届出の対象となる。

※2 鉄道の用に供する駅舎及び車庫をいい、これらは本計画においては建築物として取り扱う。

※3 塔状工作物 … 景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則(以下、「規則」という。)第3条第6号、7号、8号、10号、13号、14号、15号に該当するもの

※4 箱型工作物 … 規則第3条第3号、4号、5号に該当するもの

※5 壁型工作物 … 規則第3条第9号に該当するもの

※6 高架道路等 … 規則第3条第11号に該当するもの

※7 橋りょう等 … 規則第3条第12号に該当するもの

※8 建築物・工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(現状の色彩で塗り直しを行う場合でも届出が必要。)

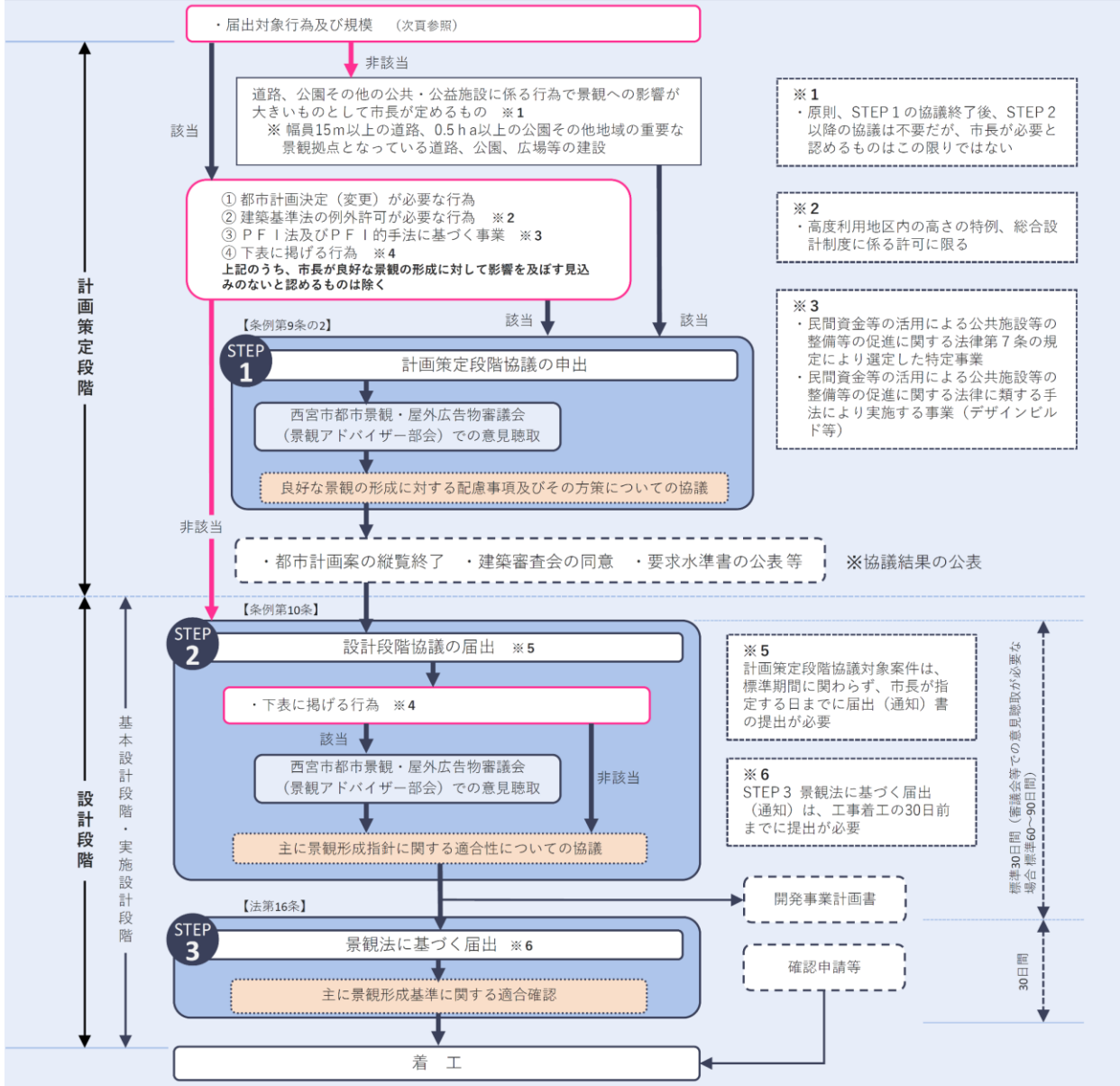
●規則で定める工作物（景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則 抜粋）

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路又は公園その他これらに類するもの
- (2) 道路又は公園その他これらに類するものに設置されるバス停留所、標識（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第15号に規定する道路標識を除く。）、アーチその他これらに類するもの
- (3) 自動車車庫その他これに類するもの
- (4) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (5) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設
- (6) 高架水槽
- (7) 煙突
- (8) 装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
- (9) 垣、さく、擁壁、塀、門その他これらに類するもの
- (10) 電波塔、アンテナその他これらに類するもの（電気事業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第14号に規定する発電事業を除く。）をいう。第13号において同じ。）の用に供するものを除く。）
- (11) 高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの（以下「高架道路等」という。）
- (12) 橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの（以下「橋りょう等」という。）
- (13) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（電気事業の用に供するものを除く。）
- (14) 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類するもの
- (15) 発電用風力設備
- (16) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として市長が指定するもの

届出^{*}の流れ

※国の機関又は地方公共団体が行う行為の場合には「届出」は「通知」と読み替える（以下共通）



※4 西宮市都市景観・屋外広告物審議会（景観アドバイザー部会）での意見聴取対象リスト

	一般建築物		公共建築物		駅舎	
	新築、増築 改築、移転	外観の変更 注1	新築、増築 改築、移転	外観の変更 注1	新築、増築 改築、移転	外観の変更 注1
設計段階	高さ40m超 又は 建築面積5,000㎡超 注2	対象外	届出対象行為及び規模 （次頁参照）	対象外	水平投影面積 200㎡超	対象外
計画策定 段階	同上	対象外	高さ20m超 又は 建築面積2,500㎡超 注3	対象外	同上	対象外

	工作物 A			工作物 B		
	①塔状工作物	②箱型工作物	③壁型工作物 （擁壁に限る）	①～③の 外観の変更 注1	④高架道路等	⑤橋りょう等
	新設、増築、改築、移転				新設、増築、改築、移転	④⑤の 外観の変更 注1
設計段階	対象外	対象外	対象外	対象外	高さ10m超	15m超 注4
計画策定 段階	対象外	対象外	対象外	対象外	同上	同上

注1 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、いずれかの面の見付面積の過半が変更されるもの
 注2 増築においては、増築部分の高さが40mを超えるもの、または増築部分の建築面積が2,500㎡を超える建築物で、増築後の建築面積が5,000㎡を超えるもの
 注3 増築においては、増築部分の高さが20mを超えるもの、または増築部分の建築面積が1,250㎡を超える建築物で、増築後の建築面積が2,500㎡を超えるもの
 注4 幅員が15mを超える道路、河川、鉄道等を跨いで設置するもの。ただし人や車両（管理用も含む）の通行が無いものは除く。
 ・計画策定段階協議を行った行為のうち上表に該当しないものでも、市長が必要と認めるものは、設計段階協議での意見聴取対象となります。

※条例に基づく届出は、協議事項の計画への反映を考慮して、できるだけ早めに提出してください。

◇罰則について 次のような場合に対して罰則規定があります。

- ・無届または虚偽の届出 → 過料・罰金
- ・景観形成基準への不適合 → 勧告・変更命令
- ・勧告・変更命令に従わない場合 → 公表・罰金・懲役

届出の書類

●計画策定段階協議の申出（STEP 1）

計画策定段階協議申出書に、次の必要書類を添付して正・副各1部を提出してください。

添付書類
・付近見取図
・敷地周辺の状況を示すカラー写真
・配置図
・予定されている建築物及び工作物の規模を示す図書
・良好な景観の形成に対する配慮事項及びその方策等を示す図書等

●設計段階協議の届出（STEP 2）

設計段階協議届出(通知)書に、次の必要書類を添付して正・副各1部を提出してください。

図面名	縮尺	記入する項目など	新築（新設）、増築、改築、移転		外観・色彩の変更
			建築物	工作物	工作物建築物
委任状	—		○	○	○
付近見取図	1:2500	方位、行為地	○	○	○
配置図	1:200程度	敷地境界、建築物等の位置及び鉛直投影立面積が最大となる方向	○	○	○
平面図（各階）		屋上、バルコニー等に設置する設備機器の位置	○	○	○
着色立面図（各面）		各部の仕上げ及び色彩のマンセル値	○	○	○
鉛直投影立面積求積図		最大鉛直投影立面積の求積図及び算定式	○	—	—
断面図（主要部2面以上）		屋上、バルコニー等に設置する設備機器の高さ関係	○	—	—
外構平面図	—	フェンス、門、塀、舗装などの仕上げ及び色彩、植栽の樹種（常緑、落葉の別を含む）、樹高、配置及び間口緑視率の算定式	○	—	—
敷地周辺写真	—	敷地周辺の状況がわかるカラー写真	○	○	○
完成予想図	—	建築物等及び周辺状況がわかるパース、又は、着色立面図	○	○	○
景観シミュレーション図※	—	敷地周辺の状況を示すカラー写真に建築物の着色した完成予想図を合成したもの	○※	—	○※

※高さが40mを超える、又は建築面積が5,000㎡を超える建築物の新築等に該当する場合に添付してください。

●景観法に基づく届出（STEP 3）

設計段階協議終了後、景観法に基づく景観計画区域内行為届出(通知)書に、下記の必要書類を添付して正・副各1部を提出してください。

添付書類	建築物・工作物等の新築（新設）等
委任状	○
設計段階協議届出(通知)書と同様の添付書類 ※市長が認めた場合、これらの図書（全部又は一部）を省略することができます。	○

●その他の手続き

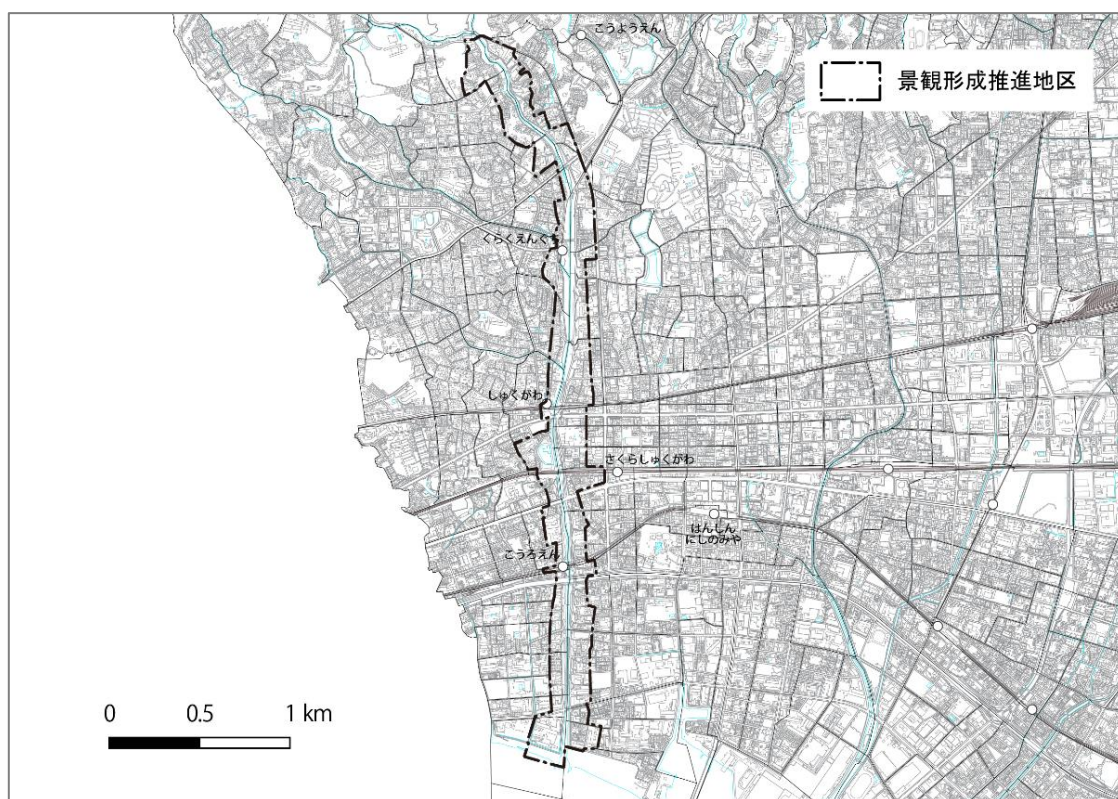
上記の届出（通知）のほか、設計変更や工事が完了した際には別途届出が必要になりますのでご注意ください。

●様式の入手方法

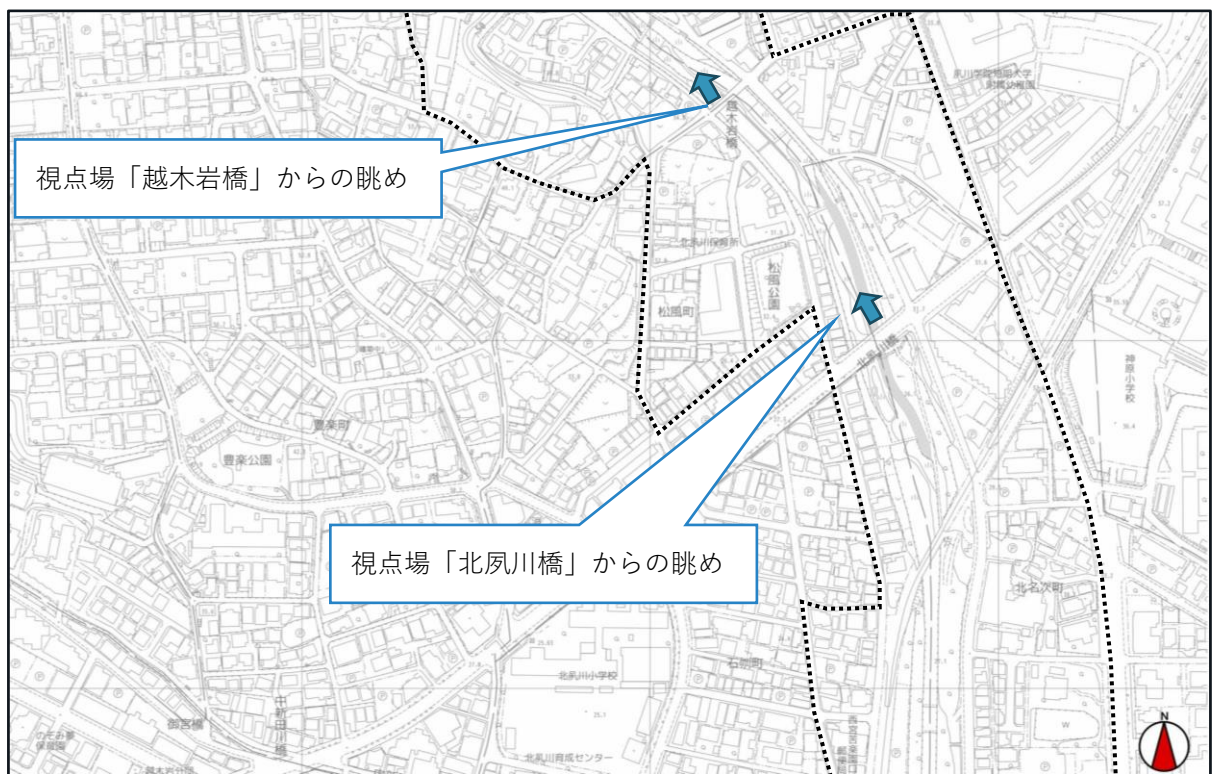
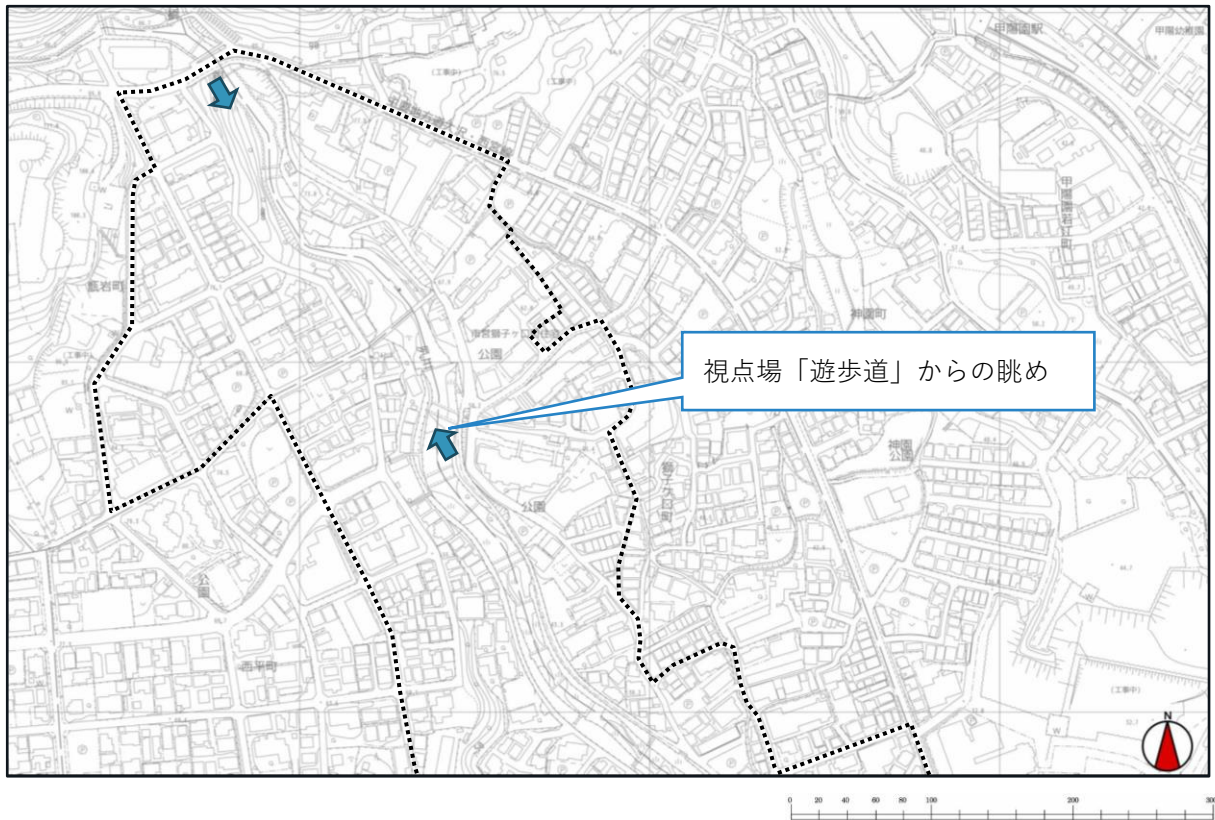
各届出(通知)書等の様式は、次の方法で入手できます。

- 西宮市役所都市デザイン課窓口での配布
- 下記の西宮市ホームページからダウンロード

【参考資料】 夙川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図



	町名	住居表示		町名	住居表示
ア	相生町	1、2、9、10	コ	甕岩町	1～4、7～9
イ	石芻町	1～4、13		寿町	5
	泉町	5～8	シ	獅子ケ口町	1、3、4、10、14～19
	市庭町	8、9		下葎原町	1、2の一部(臨港線以南)
オ	大井手町	2～5、8～10	チ	千歳町	7
	大浜町	1	ナ	名次町	6～8
	御茶家所町	1、2、8の一部	ニ	西平町	1、2、10～12、19、20
カ	神楽町	7～11	ハ	羽衣町	1～3、6、7の一部、8、9
	上葎原町	1、2	マ	前浜町	12～14
	川添町	8～15		松生町	1～4、17の一部(阪急甲陽線東側)
	川西町	1～6	松風町	1、6～8	
	川東町	5～7、10、11	松下町	1、2、6、8	
キ	北名次町	2～5、10、11、13～15	ミ	南越木岩町	1、2、8
ケ	結善町	2、3、6		宮西町	4、12～14
			ヤ	安井町	5

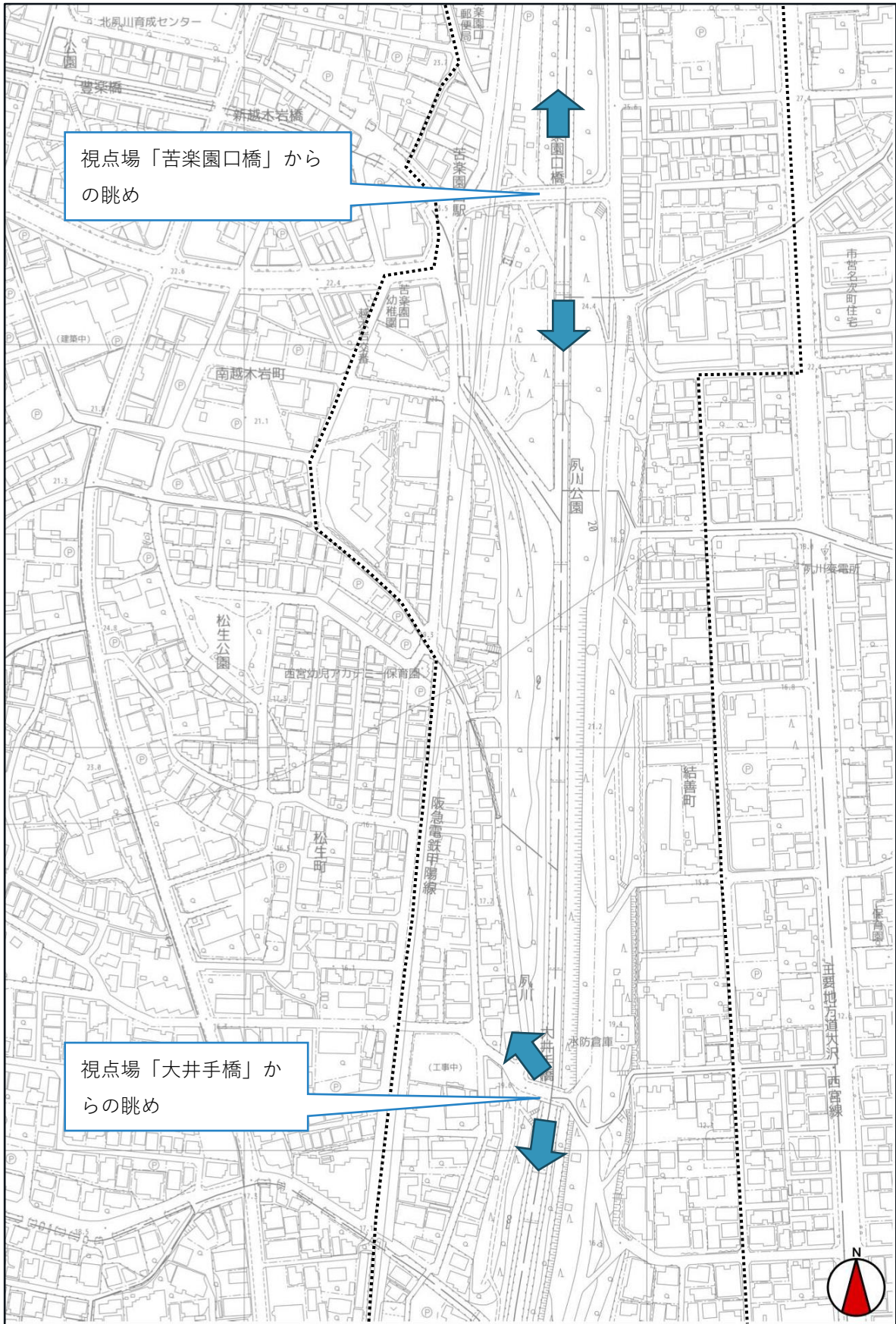


凡例



景観形成推進地区境界線





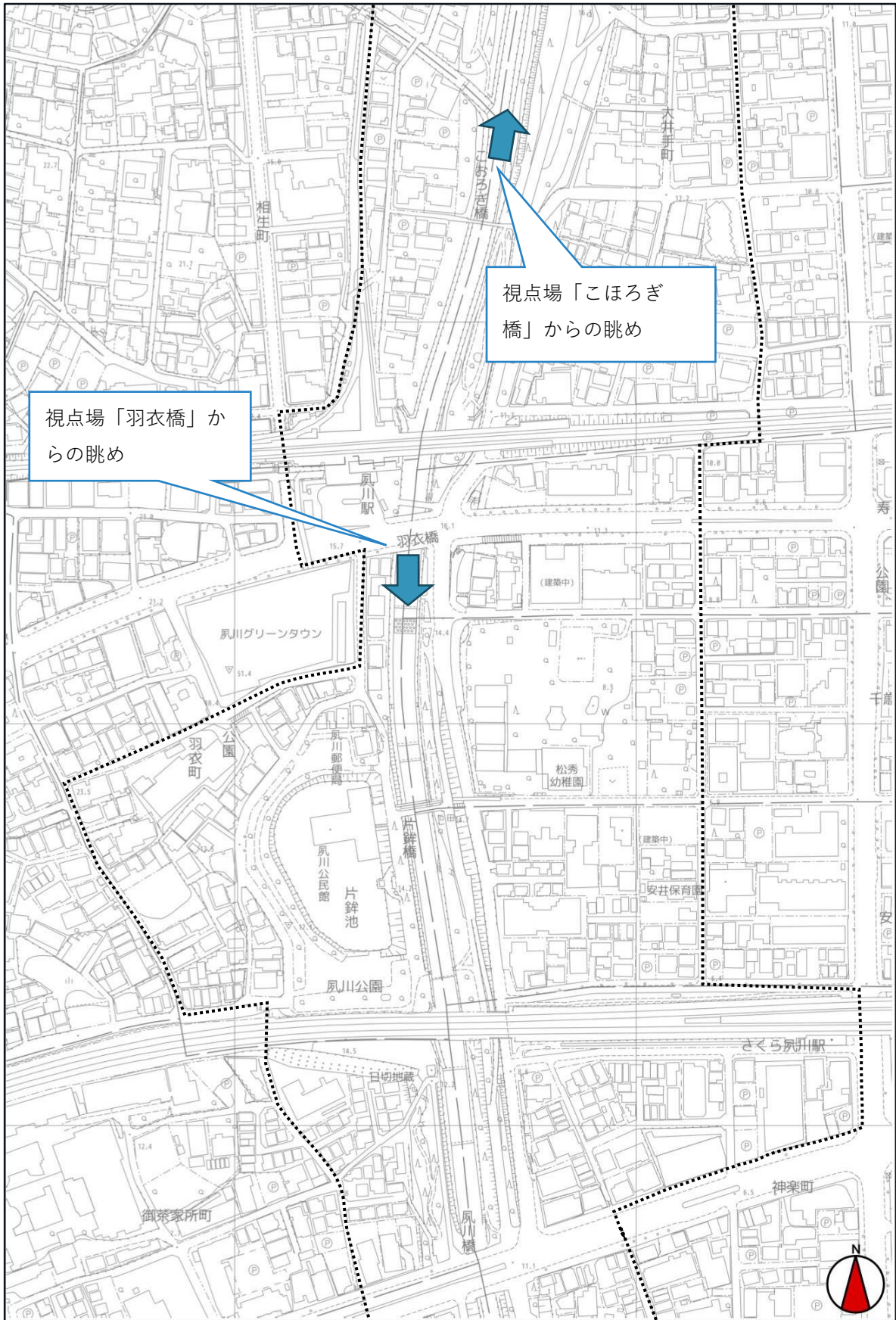
視点場「苦楽園口橋」からの眺め

視点場「大井手橋」からの眺め

凡例



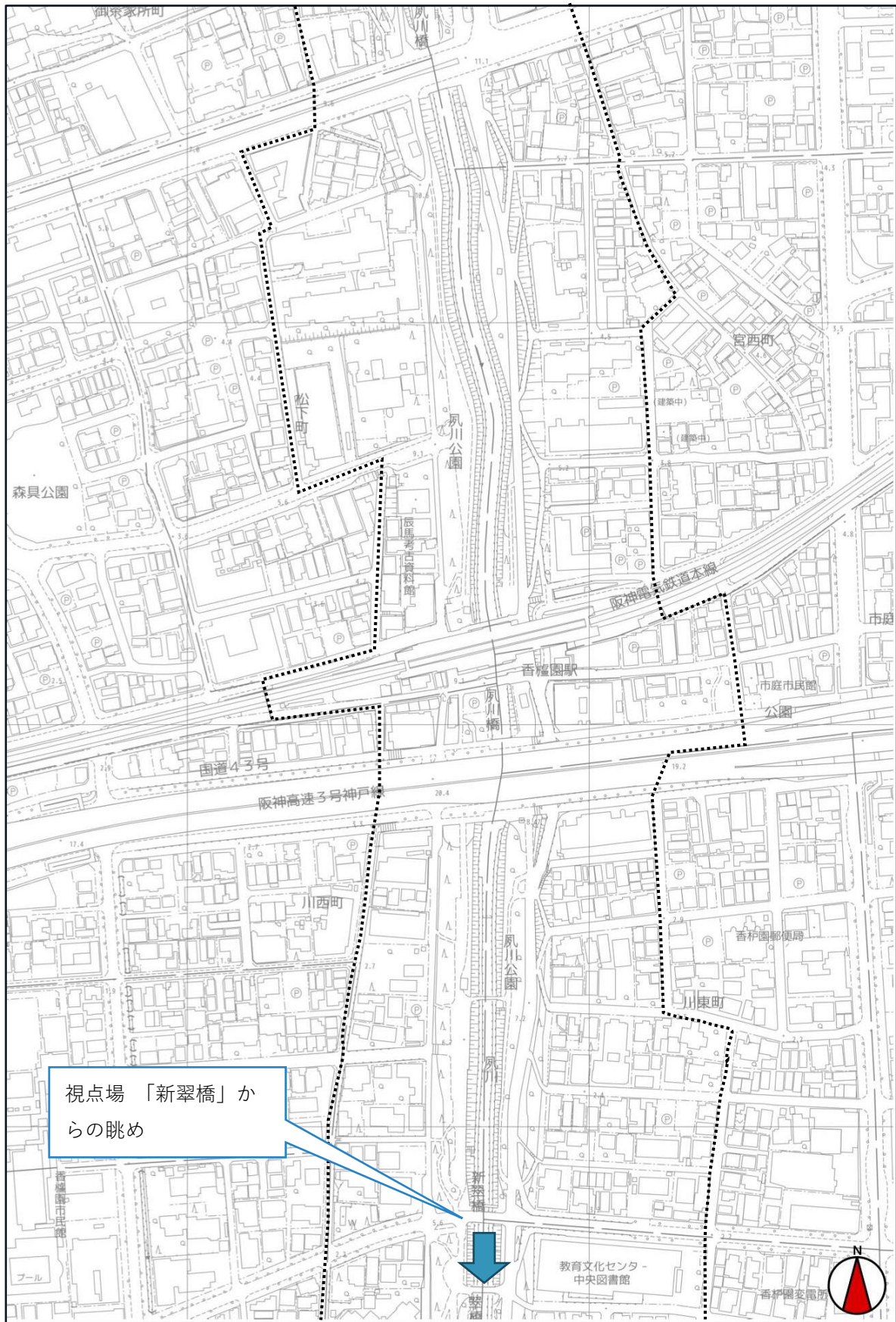
景観形成推進地区境界線



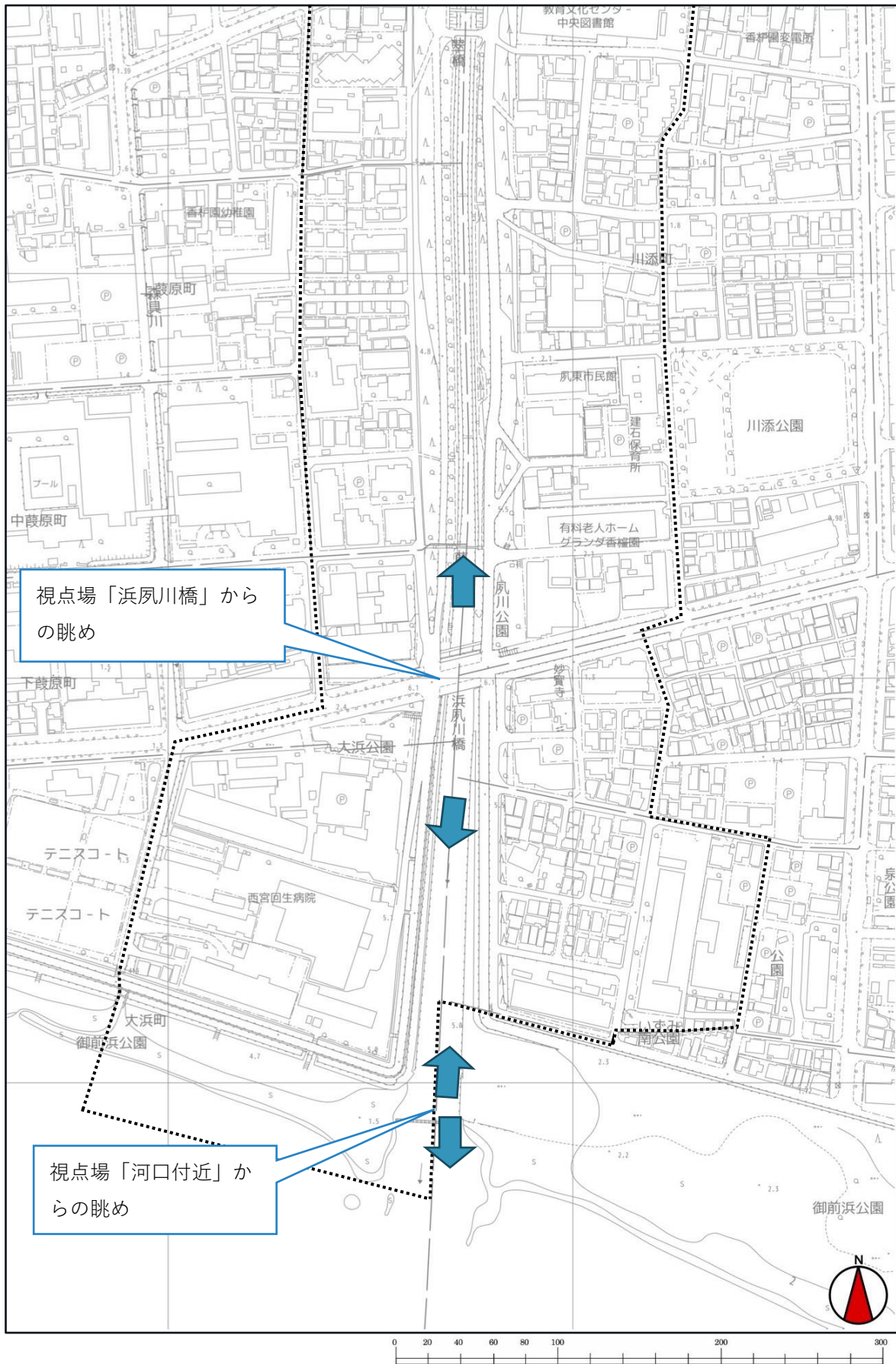
視点場「羽衣橋」からの眺め

視点場「こほろぎ橋」からの眺め

凡例  景観形成推進地区境界線



凡例 景観形成推進地区境界線



凡例 景観形成推進地区境界線

西宮市政策局都市計画部 都市デザイン課
Tel : 0798-35-3526 Fax : 0798-34-6638